



森林の立木を伐採する 皆さんへのお願い



森林は、木材を生産するだけでなく、洪水や土砂災害を防いだり、きれいな水を提供する役割を持ち、道民の生活は、森林と深く関わり、森林により守られています。

森林の伐採によって、災害が発生することがないように、また、短期間に森林が再生できるよう、伐採に当たっては、環境保全に十分配慮しましょう。

なお、民有林を伐採する場合は次の事項に留意してください。

伐採に関する留意事項

- 皆伐を実施する場合は、森林の多面的機能の維持増進を図るため、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ha（市町村が定める面積）を超えないよう、伐採面積の縮小及び分散、並びに伐採時期の長期化に努めてください。
- 択伐を実施する場合は、原則として材積に係る伐採率を30%以下とするよう努めてください。
- 岩石地、急傾斜地、沢沿い、河川や湖沼周辺の水辺林等、林地崩壊、流木被害、生態系のかく乱等につながるおそれのある場所での伐採は控えるよう努めてください。
- 雨天時の造材、運材は事故の危険が高まるばかりでなく、濁水の発生、運材路の損傷につながりますので、雨天時の造材、運材は控えてください。また、大雨が予想される場合は事前に集材路に水切りを設置するなど、濁水の発生防止に努めてください。

造林に関する留意事項

- 主伐後の造林は、原則として皆伐の場合は2年以内、択伐の場合は5年以内を実施する必要があります。
- 造林の樹種、植栽本数及び方法は、造林を予定している市町村の市町村森林整備計画に適合する必要があります。

天然更新に関する留意事項

- 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定（※）されている森林では、原則として天然更新を行うことはできず、伐採後の植栽が必要となります。（※ 指定の有無は各市町村林務担当課にお尋ねください）
- 伐採終了後5年目に更新調査を行い、一定の基準に満たない場合は植栽又は更新補助作業を実施していただきます。

立木の伐採に際して、森林所有者又は伐採事業者は伐採に関する届出等を市町村長又は（総合）振興局に提出しなければなりません。

法令等の定めによる届出書は、事前に提出する場合と、事後に提出する場合がありますので、伐採する概ね2～3ヶ月前に、市町村又は（総合）振興局に確認しましょう。詳細は裏面をご覧ください。

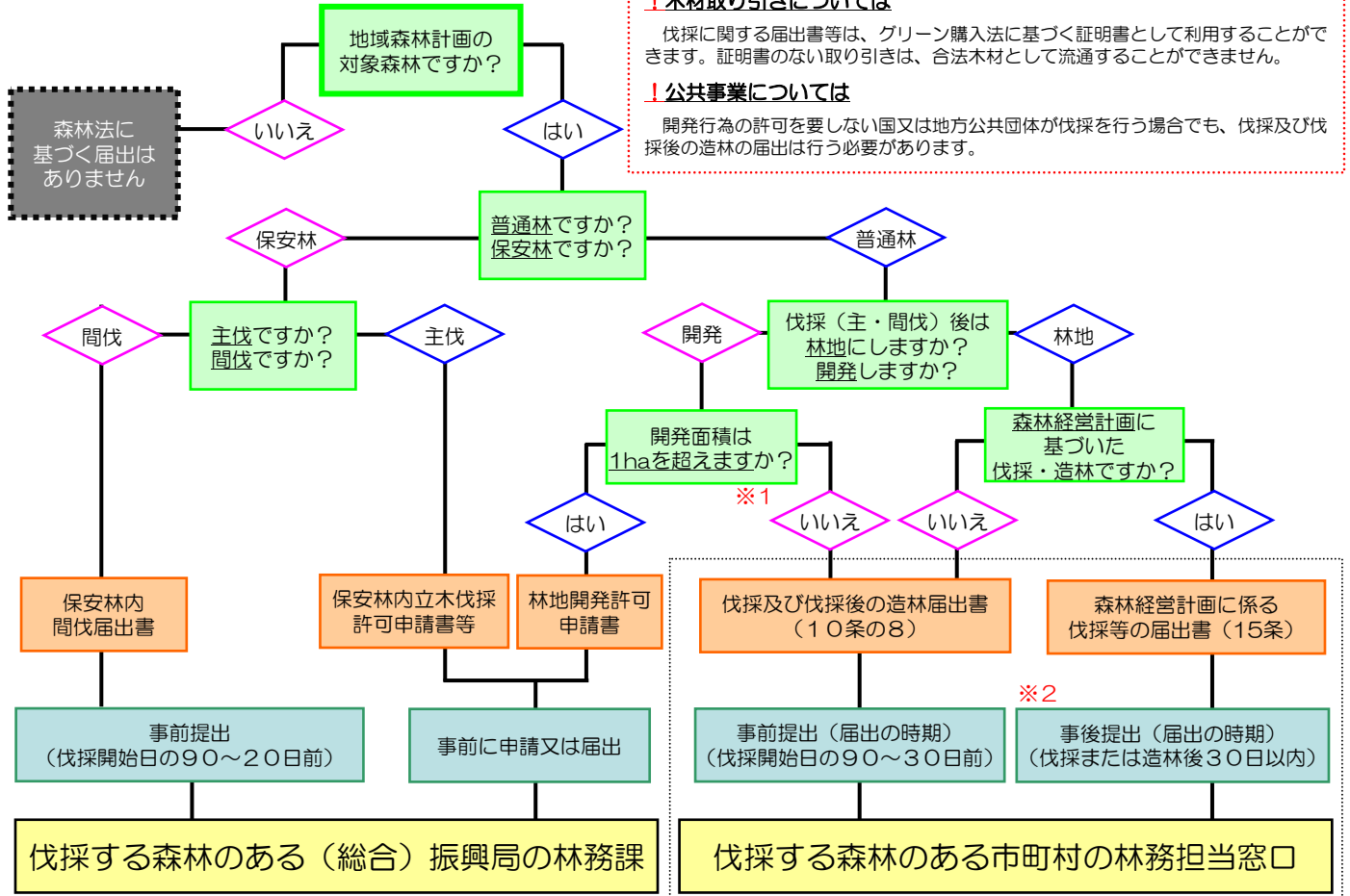
森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ

！木材取り引きについては

伐採に関する届出書等は、グリーン購入法に基づく証明書として利用することができます。証明書の無い取り引きは、合法木材として流通することができません。

！公共事業については

開発行為の許可を要しない国又は地方公共団体が伐採を行う場合でも、伐採及び伐採後の造林の届出は行う必要があります。



伐採及び伐採後の造林届出書（森林法第10条の8）

- 対象となる森林
地域森林計画の対象森林（私有林）
そのうち、保安林と保安施設地区及び森林経営計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は（総合）振興局までお問い合わせください。
- 届出者
森林所有者が自ら伐採と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う場合は森林所有者が、立木を買い受けて伐採を行おうとする者（伐採業者等）と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う者（森林所有者）が異なる場合は両者連名で届け出ることとなります。
- 届出の内容
所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。
- 変更、遵守、伐採の中止、伐採後の造林命令
届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。
また、届出せずに伐採を行うことは森林法違反になりますので、伐採の中止や伐採後の造林を命ずる場合があります。
- 無届伐採や命令に従わない場合
森林法207条の規定により、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）

- 対象となる森林
森林経営計画を立てている森林
- 届出者
森林経営計画の認定を受けた人が届け出ます。
- 届出の内容
所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。
- 森林経営計画の変更
森林経営計画の対象となっている森林において、計画書に伐採の計画が記載されていない箇所を伐採しようとする場合等には、事前に森林経営計画の変更手続き（伐採計画の追加）を行い、その変更しようとする計画内容について認定者の審査を受けてください。
- 森林経営計画にない伐採
無届の場合や虚偽の届出をした場合には、勧告及び森林経営計画の認定取り消しを行われることがあります。
認定が取り消されると、当該計画の始期に遡って優遇措置が不適用となり、補助金等については返還の義務が生じる場合があります。

※1. 開発面積が1haを超えない場合については、伐採及び伐採後の造林届出制度に基づく手続を行うこととなります。

※2. 事後提出については、森林経営計画のほかに、非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合もあります。

＜お問い合わせ先＞ 届出を要しない場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村（林務担当課）又は北海道（本庁又は（総合）振興局林務課）までお問い合わせください。